

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので 平成29年 第8回 国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数15名中15名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p>
秋國会長	(議長あいさつ)
議 長	<p>議事に先立って議事録署名委員の指名をさせていただきます。</p> <p>7番 平山委員、8番 光本委員を指名しますのでよろしく願います。</p> <p>それでは、議案第41号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第41号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号37号 申請地は、国見町竹田津字秋光■■■■番地、地目が畑、面積が307㎡です。</p> <p>渡人は、国見町竹田津の■■■■さん、受人は、同じく国見町竹田津の■■■■さんです。</p> <p>申請事由は、渡人は、高齢により農地の管理ができないため。受人は、経営規模の拡大です。売買による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号38号 申請地は、武蔵町狭間字石川内■■■■番地 地目が田 面積397㎡です。</p> <p>渡人は、福岡県北九州市小倉南区の■■■■さん。受人は、武蔵町狭間の■■■■さんです。</p> <p>申請事由は、渡人は県外在住で管理出来ないため。受人は経営規模の拡大です。売買による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号39号 申請地は、安岐町油留木字鏡石■■■■番地 地目が原野 面積36,017㎡のうち対象面積が7,437.73㎡ほか原野が3筆の計116,711㎡のうち37,052.09㎡が対象面積です。</p>

渡人は、別府市鶴見の [] さん、 [] さんです。受人は、香川県木田郡三木町の [] さんです。

申請事由は、渡人は、受人の要望により農地を賃貸する。受人は、営農型の太陽光発電施設により、農地を有効利用し、牧草より収益性の高い農産物（クランベリー等）を栽培加工することにより地域の活性化につなげるためとなっています。こちらは賃借権の設定です。本件は5条申請による一時転用も申請されています。

次に、申請番号40号 申請地は、国見町伊美字村田 [] 番地 [] 地目が田 面積108㎡のほか田が1筆、畑が1筆 計3筆で1,142㎡です。

渡人は、国見町伊美の [] さん。受人は、同じく国見町伊美の [] さんです。

申請事由は、渡人は高齢により管理出来ないため。受人は経営規模の拡大です。兄弟間の譲渡による所有権移転です。

次に、申請番号41号 申請地は、国東町綱井字森畑 [] 番地 [] 地目が田 面積191㎡です。

渡人は、大分市羽屋の [] さん。受人は、国東町綱井の [] さんです。

申請事由は、渡人は市外在住で管理出来ないため。受人は経営規模の拡大です。売買による所有権移転です。

以上です。

それでは農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について申請番号37号、38号、39号、40号、41号について事務局から説明がありましたがご質疑等ございませんか。

41号は市外在住で管理出来ないとなっているが、残りは管理出来るんですか。

受人のほしい場所がここだけだったと聞いています。

39号の営農型太陽光発電をもう少し詳しくお願いします。

5条で詳しく説明しますが、補足として、クランベリー等は1

議長

秋國議長

事務局

5番徳丸委員

事務局

<p>議長</p>	<p>7 a ほどで、残りは引き続いて放牧地として使用するようです。</p> <p>その他ございませんか。なければ採決にはいります。</p> <p>それでは議案第41号 申請番号37号から41号の5件について一括承認される委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全 員 挙 手)</p> <p>議案第41号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第42号 農地法第4条の規定による所有権移転の許可申請についてご説明申し上げます。</p> <p>申請番号3号。土地の所在は、国見町竹田津字秋光■■■■番地■■■、地目が畑、面積は50㎡です。</p> <p>申請人は国見町竹田津の■■■■さん。申請事由は、持家が無いため住宅を新築する。</p> <p>申請地については、住宅が点在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地で第2種農地と判断しました。</p> <p>次に、申請番号4号。土地の所在は、国見町伊美字下浜中■■■■番地■■■、地目が畑、面積は204㎡の他田が1筆の計2筆で、1,118㎡です。</p> <p>申請人は国見町伊美の■■■■さん。申請事由は、伊美地区の催しの際の来場者駐車場として使用する。</p> <p>申請地は、住宅に囲まれた農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地で、第2種農地と判断しました。</p> <p>既に埋め立てが行われているため、追認により始末書を添付しています。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>農地法第4条について説明がありましたが、何かご質疑等ございませんか。</p>

(意見質疑なし)

特にご質疑等ございませんか。なければ採決させていただきます。
それでは、農地法第4条の規定による許可申請について、申請
番号第3号及び4号に承認される方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

賛成多数で承認されました。

続きましては、議案第43号 農地法第5条の規定による所有
権移転の許可申請について説明願います。

事務局

議案第43号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申
請についてご説明いたします。

申請番号16号。土地の所在は、国見町竹田津字秋光
番地。地目が畑で、面積は562㎡です。

渡人は豊後高田市夷の
さん。受人は国見町竹田津の
さんです。

用途は一般個人住宅です。申請事由は、持家が無いので住宅を
新築するとなっています。

申請地は住宅が点在する農業公共投資の対象となっていない
生産性の低い小規模農地で第2種農地と判断しました。

次に申請番号17号。土地の所在は安岐町油留木字鏡石
番地。地目が原野で36,017㎡のうち502,815㎡
のほか原野が3筆で、計4筆の117,092㎡のうち14,1
30,81㎡が対象面積です。

その内の一時転用面積は太陽光発電の支柱部分となるため、直
径76mmの支柱を1,440本使用するので、6,53㎡が一
時転用面積となります。

渡人は、別府市鶴見の
さん、
さんです。受
人は、香川県木田郡の
さんです。

こちらは一時転用となっており許可期間は3年間です。用途は
太陽光発電施設です。太陽光パネルの枚数は5,040枚です。

営農型は高さ2メートル以上の位置に太陽光パネルを設置する
となっています。申請事由は3条でも説明したとおり、牧草地に
太陽光発電を設置することにより、農地を有効利用するとともに、

	<p>より収益性の高い農産物（クランベリー等）を栽培加工することにより、地域の活性化につなげるとなっています。</p> <p>申請地は周囲を山林に囲まれた牧草地で、農業公共投資の対象となっている第1種農地です。第1種農地でも、パネルの下で営農が行われれば許可できることとなっています。</p> <p>次に、申請番号18号。国見町竹田津字永福平■■■■番地■■■■、地目が畑、276㎡ほか1筆 計畑が2筆の736㎡です。</p> <p>渡人は埼玉県の■■■■さん。受人は鹿児島県の■■■■さんです。用途は太陽光発電施設用地です。</p> <p>申請事由は、遊休農地を有効利用するため、太陽光発電施設を建設するとなっています。こちらは昭和59年4月に住宅を建築する目的で一度転用の許可を取った土地ですが、事情により住宅の建築が出来ずに未着手の土地なため始末書を添付しております。</p> <p>申請地は北を雑種地に東を山林に、南を住宅に、西を市道に囲まれた農業公共投資の対象となっていない農地で、連担性もないことから第2種農地と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>議案第43号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について事務局より説明がありました。ご意見ご質疑等ございましたらお願いします。</p>
1 番 岐 部 委 員	<p>17番ですが、許可期限が3年と説明があったが、太陽光発電は3年では採算が取れないのでは。</p>
事 務 局	<p>営農型は一時転用となりますので、3年ごとに更新申請をして頂きます。計画では20年間の借地となっています。</p>
議 長	<p>事業費はいくらですか。</p>
事 務 局	<p>事業費は1億6千万円となっています。融資証明が添付されております。</p>
議 長	<p>外に何かご意見ご質疑等ございますか。ございませんか。</p>
	<p>ご意見ないようですので、採決にはいります。</p> <p>議案第43号農地法第5条の規定による所有権移転の許可申</p>

請、申請番号16号、17号、18号について一括承認される委員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議案第43号は全会一致で承認されました。

次に、議案第44号 農用地利用集積計画について説明願います。

事務局

議案第44号農用地利用集積計画ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画に基づき承認を求めめるものです。

それではご説明いたします。

利用権設定数は、田が24筆の19,424㎡。畑が1筆の926㎡です。計25筆の20,350㎡です。

設定内容別の内訳は、新規が20筆の13,513㎡、更新が5筆の6,837㎡です。

内訳の地区別、個別については、設定内容別をご覧いただきたいと思います。

議 長

それでは、議案第44号農地利用計画について、ご質疑等ございませんか。よろしいですか。

(意見質疑なし)

それでは議案第44号農地利用計画について承認くださる方の挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議案第44号は承認されました。

次に、議案第45号 農用地利用配分計画について(農地中間管理事業分)について、事務局からの説明を求めます。

事務局

農用地利用配分計画について(農地中間管理事業分)について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農地利用配分計画案について意見を求められたので審議するもの

<p>議長</p>	<p>です。</p> <p>配分計画総数は、田12筆6,811㎡、畑1筆926㎡です。詳細については9ページをご覧ください。以上です。</p> <p>それでは、議案第45号農用地利用配分計画について、ご意見質問等ございませんか。</p> <p>(意見質疑なし)</p> <p>それでは議案第45号農用地利用配分計画について、承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全 員 挙 手)</p> <p>議案第45号は、承認されました。</p> <p>続いて、議案第46号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第46号 農地法の規定による非農地証明書の交付について説明させていただきます。</p> <p>申請番号37号。申請地は、国東町富来浦字稻荷田■■■■番地■■■、地目は田、面積は1,094㎡です。</p> <p>申請人は、国東町富来浦の■■■■さんです。</p> <p>申請事由は、15年ほど前に付近で公共工事があった際に、当該農地に工事残土の受け入れをした。そのため耕作不適地となり、現在では木も生え農地としての復元が困難で今後とも農地として使用する予定がないために非農地証明を申請するものです。この土地は農振地域内農地です。</p> <p>次に、申請番号38号、申請地は、国東町富来字中村■■■■番地■■■、地目は田、面積871㎡。同じく■■■■番地■■■、地目は田、884㎡、計田が2筆の1,755㎡です。</p> <p>申請人は、国東町富来の■■■■さんです。</p> <p>申請事由は、30年程前に鶏舎を当該農地に建築したが、登記地目はそのままにしていた。数年前に養鶏業も廃業し鶏舎を取り壊したが、地目がそのままになっていたため、地目を変更するために非農地証明を申請するものです。この土地も農振地域内農地です。</p>

<p>議 長</p>	<p>以上です。</p> <p>農地法の規定による非農地証明、申請番号37号、38号について、ご意見ご質疑等ございませんか。</p> <p>(意見質疑なし)</p> <p>それでは、承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全 員 挙 手)</p> <p>議案第46号は、承認されました。</p> <p>以上で議案の審議は終わりました。本日の議事は、これですべて終了します。</p> <p>議 長</p> <p>議事録署名委員</p> <p>議事録署名委員</p>
------------	--

--	--